各地区学校施設運用協議会長 様 各小学校体育施設開放運営委員会長 様

> 茅ヶ崎市教育委員会教育長 ( 公 印 省 略 )

学校開放事業の再開について (通知)

本市の教育行政につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校開放事業を当面の間中止としている ところですが、3月10日(木)より学校開放事業を再開することとします。

しかしながら、市立小・中学校における感染状況は、依然として予断を許さない状況にあり、 学校教育現場では、児童・生徒の安全面はもちろんのこと、感染者数が増大することにより学 校教育活動が停止することのないよう、授業(体育、音楽等)、給食、部活動等の様々な場面に おいて行動制限等を含めた感染防止対策を講じています。

学校開放事業を再開することとしましたが、学校施設内での活動については、従来の別紙1 「感染防止対策チェックリスト (学校施設)」の内容に加え、学校教育現場での感染防止対策を 参考とした留意事項 (別紙2)「学校開放事業再開に関する留意事項」)をお示しすることとし ました。

各使用団体におかれましては、これらの感染防止対策についてご留意いただきますようお願いいたします。感染防止対策が十分でないことが確認された場合、当該団体の活動内容についてご相談させていただくことがありますので、ご注意ください。

また、万一使用団体より感染者が発生した場合は、次のとおりご対応願います。

これらのことについて、各開放運営委員会、学校施設運用協議会(以下「開放委員会」といいます。) 内での情報共有をお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては、急遽学校開放事業を中止させていただく場合がございま すので、その際にはご理解賜りますようお願いいたします。

## 使用団体より感染者が発生した場合について

- (1) 開放委員会に所属している団体におかれましては、開放委員会の代表者に必ず連絡してください。
- (2) 開放委員会又は使用団体 (開放委員会に所属していない団体) より関係する学校及び教育委員会教育施設課にご連絡ください。
- (3) 陽性者や濃厚接触者が複数いる場合など使用団体内での感染拡大が疑われる場合は、一 定期間(2週間程度)、学校施設の使用をお控えください。
- (4) 保健所より濃厚接触者とされた方におかれましては、保健所から指示された期間については、学校施設の使用はご遠慮ください。

(事務担当:茅ヶ崎市教育委員会教育施設課管理担当 0467-82-1111)